- ホ 「測定結果」については、A測定の測定値、その算術平均値及びB測定の測定値を記録する。
- へ 「測定結果」には、第Ⅰ管理区分から第Ⅲ管理区分までの該当する区分を記録する。

## (5) 屋内作業場以外の作業場における測定及び測定結果に基づく措置

- イ 屋内作業場以外の作業場に係る測定については、騒音発生源が作業により移動する手持動力 工具を取り扱う業務が多いことから、屋内作業場における作業環境測定基準に基づく測定を行 う必要はなく、音源に近接する場所において作業を行う者の位置で測定を行えば足りるもので ある。
- ロ 測定結果に基づく措置は、最小限のものとして防音保護具の使用及び防音保護具を使用しなければならない旨の掲示を示しているが、屋内作業場における措置と同様に、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、当該作業場の騒音レベルをできる限り低減する努力を行う必要がある。
- ハ 測定結果が85dB(A)以上90dB(A)未満の場所において、前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者が作業に従事する場合には、当該労働者に防音保護具を使用させること。

# 「6 健康管理」について

### (1)健康診断の目的

職場における健康診断の一般的な目的は、職場において健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見及び総合的な健康状況の把握のみならず、労働者が当該作業に就業して良いか(就業の可否)、あるいは作業に引続き従事して良いか(適正配置)を判断することにある。すなわち、労働者の健康状態を経時的変化を踏まえて総合的に把握したうえで、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックすることにより、労働者が常に健康な状態で働けるようにすることである。

この意味において、騒音作業に係る健康診断の具体的目的は、以下の二つに大別できる。

- a 騒音作業従事労働者の聴力の程度、変化、耳鳴り等の症状及び騒音ばく露状況を調べ、個人 の健康管理を進める資料とすること。
- b 集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすること。

#### (2) 健康管理の体系

健康管理の体系は、図2のとおりである。

## (3) 健康診断の種類

# イ 雇入時等健康診断

騒音作業に常時従事する労働者を新たに雇入れ、又は当該業務へ配置転換するとき(以下「雇入れ時等」という。)に実施する聴力検査の検査結果は、将来にわたる聴覚管理の基準として活用されることから極めて重要な意味を持つものである。